

保護者様

府立撰津支援学校  
校長 村上 哲也

学校感染症に伴う出席停止の扱いについて（お知らせ）

日ごろは、本校教育にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

学校や園に通っている子どもたちの間で感染しやすい感染症を「学校感染症」と指定し、学校では感染拡大の防止に注意しています。

これらの感染症の疑いがあるときは、医療機関を受診し、主治医からの許可を得てから登校してください。登校するときは**保護者が記入**する「登校許可報告書」が必要となります。裏面に必要事項をご記入の上、ご提出ください。

学校で予防すべき感染症の種類と出席停止の期間の種類

| 分類  | 対象疾患   | 出席停止の期間の基準  |
|-----|--|---|
| 第一種 | エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、ジフテリア、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、重症急性呼吸器症候群、鳥インフルエンザ、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症   | 治癒するまで  |
| 第二種 | インフルエンザ  | 発症後5日を経過し、かつ解熱した後2日経過するまで   |
|     | 新型コロナウイルス感染症   | 発症後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日経過するまで  |
|     | 百日咳  | 特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗生剤による治療が終了するまで  |
|     | 麻疹（はしか）  | 解熱した後3日経過するまで   |
|     | 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）  | 耳下腺、顎下線又は舌下線の腫張が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで  |
|     | 風疹（3日ばしか）  | 発疹が消失するまで   |
|     | 水痘（みずぼうそう）   | すべての発疹が痂皮化するまで  |
|     | 咽頭結膜熱  | 主要症状が消退した後2日を経過するまで   |
|     | 結核   | 病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで  |
| 第三種 | 髄膜炎菌性髄膜炎   | 病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで  |
|     | コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎<br><br>その他の感染症<br><div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;">                     溶連菌感染症、手足口病、ウイルス性肝炎、感染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ肺炎、流行性嘔吐下痢症〔感染性胃腸炎〕、アタマジラミ、水いぼ〔感染性軟属腫〕、感染性膿痂疹〔とびひ〕等                 </div> | 学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで<br><br><b>※その他の感染症について</b><br>「その他の感染症」は学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐために、必要がある時に限り、学校医の意見を聞き、校長が第三種の感染症として緊急的に措置をとることができる。「 <b>その他の感染症</b> 」に生徒が罹患したとしても直ちに <b>出席停止の対象となる</b> ということではない。（ただし、その後、流行が確認された場合は、さかのぼって出席停止扱いとすることができます。） |

\* これらの感染症に罹患した場合、早急に学校までご連絡ください。

\* 「登校許可報告書」は学校ホームページからもダウンロードできます。

# 登校許可報告書

大阪府立摂津支援学校長 様

部 年 組

児童生徒名

疾患名

上記疾患名にて 月 日より出席停止の扱いでしたが、 月 日より  
登校可能であると診断されました。

|       |  |
|-------|--|
| 医療機関名 |  |
| 医師名   |  |

令和 年 月 日

保護者名

保護者→担任→保健室